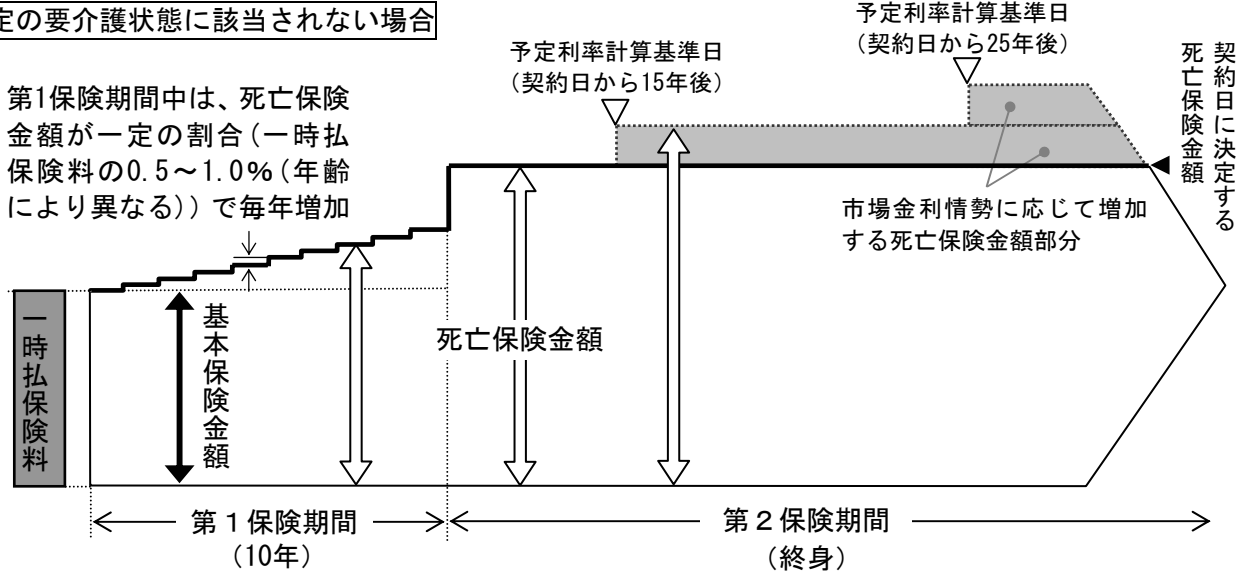


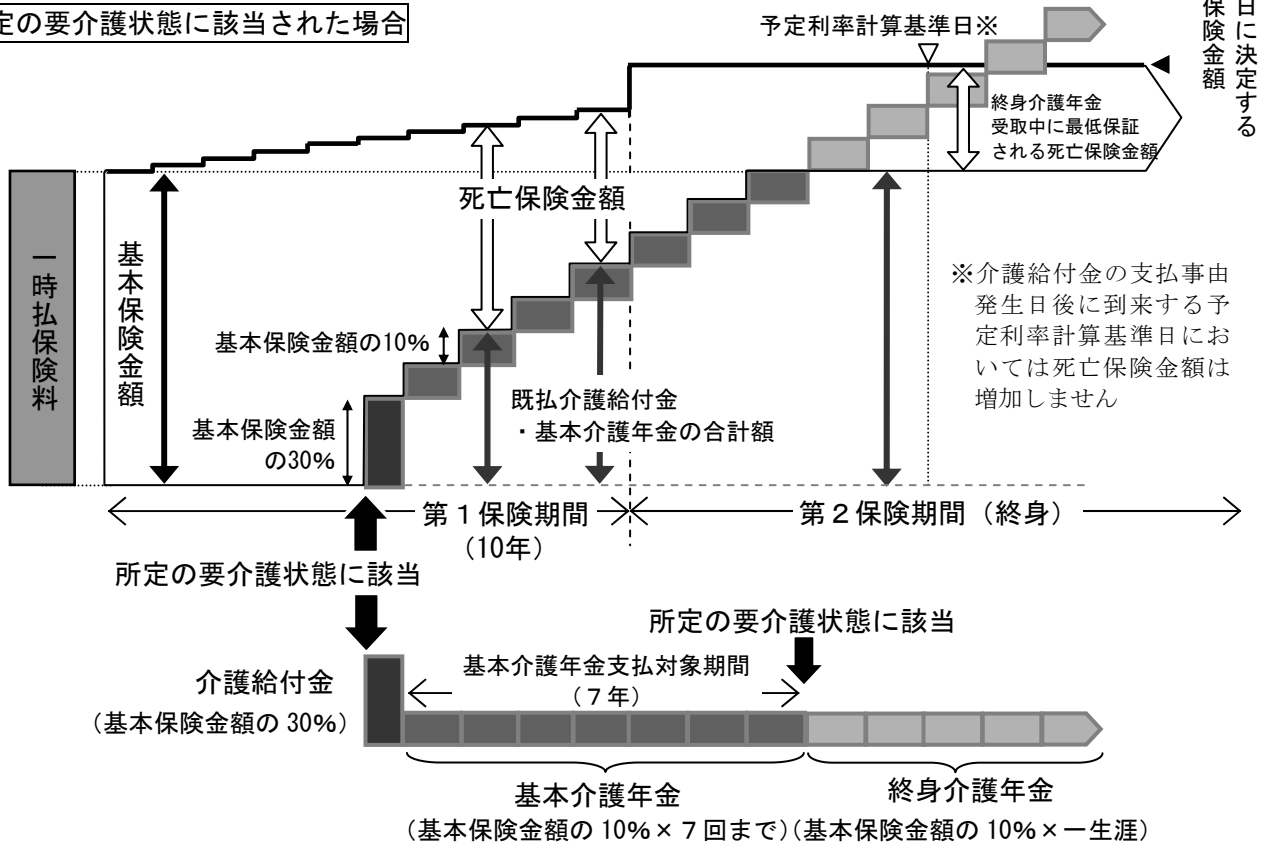
「2つの思いやり 介護と終身」の概要

(1) しくみ図

所定の要介護状態に該当されない場合



所定の要介護状態に該当された場合



(2) 保障内容

- 終身にわたる死亡保障に加え、所定の要介護状態^{※1}に該当された場合に介護給付金（基本保険金額の30%）をお支払いし、基本介護年金支払対象期間中（7年間）の年単位の契約応当日に生存されている場合に基本介護年金（基本保険金額の10%）をお支払いします。その後（基本介護年金支払対象期間満了日の翌日）も所定の要介護状態に該当されている場合は、終身介護年金（基本保険金額の10%）をお支払いします^{※2}。
- 第1保険期間（10年間）は、ご契約時の年齢に応じた所定の割合で毎年死亡保険金額が増加し、この期間中に死亡されたときは、「基本保険金額×所定の率」から「すでに支払事由が発生した介護給付金および基本介護年金の合計額」を差し引いた額を死亡保険金としてお支払いします。
- 第2保険期間中に死亡されたときは、「基本保険金額に基づき計算される金額」から「すでに支払事由が発生した介護給付金および基本介護年金の合計額」を差し引いた額を死亡保険金としてお支払いします。
- 第2保険期間中、予定利率計算基準日^{※3}の予定利率が最低保証予定利率（年1.5%）を上回る場合は、死亡保険金額が増加します^{※4}。

- ※1 所定の要介護状態とは、公的介護保険制度の要介護3以上の状態、または明治安田生命の定める所定の要介護状態に該当され、その状態が継続して180日ある状態のことをいいます。
- ※2 第1回の終身介護年金の支払事由に該当されない場合、その後、新たに所定の要介護状態に該当されても終身介護年金はお支払いできません。
- ※3 予定利率は毎月1日に設定され、契約日および契約日後に到来する各予定利率計算基準日における予定利率を次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。最初の予定利率計算基準日は、契約日から15年後の年単位の契約応当日とし、以後、10年ごとの年単位の契約応当日が、次の予定利率計算基準日となります。
- ※4 所定の要介護状態に該当された後に到来する予定利率計算基準日においては、死亡保険金額は増加しません。

(3) 主なお取り扱い

契約年齢	最高一時払保険料	最低一時払保険料	単位
40～49歳	7,000万円	300万円	10万円
50～75歳	1億円		

※ 同一被保険者がすでに明治安田生命の商品にご加入されている場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

告知	簡易告知
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です

(4) 死亡保険金額・解約返戻金額例

60歳男性、一時払保険料1,000万円、契約日の予定利率 年1.5%、所定の要介護状態に該当されていない場合

<第1保険期間（契約日から10年間）>

[単位：万円]

保険年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
死亡保険金額	1,000	1,005	1,010	1,015	1,020	1,025	1,030	1,035	1,040	1,045
解約返戻金額	958	966	974	982	990	998	1,006	1,014	1,022	1,030

<第2保険期間開始日（契約日から10年経過後）>

死亡保険金額	1,174万円
解約返戻金額	1,030万円

- ※ 保険年度とは、契約日または年単位の契約応当日から起算して、次に到来する年単位の契約応当日の前日までの1年ごとの期間をいいます。
- ※ 死亡保険金額については各保険年度の数値を、解約返戻金額については各保険年度末日（翌保険年度の契約応当日前日）の数値を、万円未満切り捨てで表示しています。
- ※ この保険は、第1保険期間中の解約返戻金額の上限を死亡保険金額とするしくみで保険料を計算しています。
- ※ 所定の要介護状態に該当された後は、解約することはできません。ただし、終身介護年金の支払事由に該当されなかった場合は、解約することができます。
- ※ 予定利率以外の保険料率については、2008年11月現在のものを適用しています。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

- ※ 5年ごと利差配当付利率変動型一時払通増終身保険（介護保障型）の販売名称は、取扱金融機関によって異なる場合があります。

以 上